

# 農業振興対策事業に関する補助金について

ビニールハウス等の設置や、担い手農業者の機械購入と利用権設定による規模拡大に対して予算の範囲内で補助します。

## ① ビニールハウス等の園芸用施設の設置に対する補助

### 【対象施設】

ビニールハウス・ガラス温室・果樹棚・高設棚等

※ここでいう園芸用施設は、園芸作物（野菜・果樹・花き）等の栽培において、作物の生育環境の改善及び収穫効率を高めるための構造物とします。

### 【対象農家】

販売農家（申請時に作付販売計画書等を添付）

### 【補助要件】

光市農業振興拠点施設「里の厨」またはJA直売所等への出荷

### 【補助内容】

- (1) 設置経費（税抜）の1/3（限度額 100,000円）
- (2) 「里の厨」へ出荷する場合は限度額を150,000円とします



## ② 機械購入・経営規模拡大に対する補助

### 【対象農家】

担い手農業者

○認定新規就農者

○認定農業者

○水田作 1ha以上の作付（作業受託含む）

○畑作・施設園芸・果樹 50a以上の作付

○畜産農業者（繁殖・肥育牛10頭以上、養鶏10,000羽以上）

※作業受託の面積確認には、別途『作業受委託確認書』の提出が必要です

### 【助成内容】

- (1) 税込100万円以上の農業用機械の購入に対し税抜価格の5%  
※1機械につき限度額10万円
- (2) 新規で3年以上の利用権設定による経営規模拡大に対し  
10aあたり 6,500円 ※限度額10万円

## ③ 申請に必要なもの

補助金交付申請書、事業実施計画書、見積書、振込先が確認できるもの、①は作付・販売計画書等、②の機械購入はカタログ

※補助金は、1,000円未満切り捨てとします。

ハウスの設置、機械購入の補助については事前に申請の必要があります。

必ず購入前にお問い合わせください。

### 【問い合わせ・申請窓口】

光市 農林水産課 農政係

TEL 0833-72-1494

